

農家負担金軽減支援対策事業 ～新規採択可能な3事業について～

土地改良事業等の農家負担金の無利子貸付等を行うことにより、農家負担金の軽減を図るため、支援資金及び助成金を交付する事業があります。

そのうち、新たに事業を認定し実施できるのは以下の3つの事業となっています。

● 水田・畑作経営所得安定対策等支援事業【無利子貸付】

土地改良法に基づく土地改良事業等※の実施地区において、要件を満たすことが確実と見込まれる地区に対して、経営所得安定対策等支援計画（以下「支援計画」）に従って、受益者負担金の5/6に相当する額を限度に無利子貸付

認定期間：平成19年度～令和7年度
実施期間：平成19年度～

※ 担い手育成農地集積事業の対象となる事業、水利施設等保全高度化事業実施要綱に基づく水利施設整備事業のうち農地集積促進型を除く。

採択要件（①～③のいずれかに該当）

- ① 支援計画で定める目標年度までに、担い手農地利用集積率が一定の割合で増加すること。

採 択 時	目 標
80%未満	10ポイント以上増加※
80～90%未満	5ポイント以上増加
90～95%未満	95%以上
95～100%未満	シェア増加
100%	維持

※ ①目標集積率60%未満は採択しない。

②目標集積率80%以上、かつ、5ポイント以上増加する場合は上記の限りではない。

③受益面積3,000ha以上の地区で目標年度における集積率50%以上、かつ、5ポイント以上増加する場合は上記の限りではない。

- ② 支援計画で定める目標年度までに、高収益作物の生産額がおおむね20%以上増加すること。

※高収益作物とは、主食用米と比べて面積当たりの収益性が高い作物（野菜、花き・花木、果樹など）をいう。

- ③ 輸出事業計画の認定規程に基づき認定された輸出事業計画との連携が図られること。

償還期限・償還方法

- ・25年以内（据置期間10年以内を含む）
- ・均等年賦償還

● 農地有効利用推進支援事業【利子助成】

農地耕作条件改善事業を実施し、担い手への農地利用集積がおおむね8割以上となる地区に対して

- （1）受益者負担金の償還利子相当額の5/6を限度として助成〔事業費助成型〕
- （2）農地中間管理機構が農地の出し手（所有者）に対する賃料の一括前払に必要な借入資金に係る償還利子相当額を助成〔一括前払助成型〕

認定期間：平成30年度～
実施期間：平成30年度～

● 災害被災地域土地改良負担金償還助成事業【利子助成】

一定規模以上被災した農用地又は土地改良施設等の受益地に係る営農再開までの農家負担金の償還利子相当額を助成
但し、被災年を含めた3年間を上限

認定期間：平成19年度～令和7年度
実施期間：平成19年度～令和9年度（予定）

【問合せ先】 福井県土地改良事業団体連合会（水土里ネットふくい） 総務部総務課
直通電話：0776-23-7777 ファックス：0776-24-1400